

1—1) 事前にトリアージを求める自治体があるようだが、生命の選別を絶対に行わないこと。

(答)

- 1 新型コロナウイルス患者に係る医療提供体制の確保については、一般医療とのバランスにも配慮し、丁寧に行う必要があることから、地域の実情をよく知る都道府県において主体的に行っていただいているところです。
- 2 その中で、障害児者が新型コロナウイルスに感染し、入院が必要となる場合に備えた入院医療体制の検討を行うことは重要であると考えており、厚生労働省としても、各都道府県等に対して、衛生部局と障害保健福祉部局が連携し、障害児者各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備をお願いしてきたところです。
(※)「障害児者に係る医療提供体制の整備について」
(令和3年1月27日事務連絡)
- 3 引き続き、ご指摘のような「生命の選別」が行われることのないよう、都道府県等に対して適切に周知するとともに、必要な方が必要な医療を受けられるような医療提供体制の確保に努めてまいります。

(新型コロナ対策推進本部・榊井・03-3595-3205)

(障害保健福祉部障害福祉課・宮北・03-3595-2528)

1-2) 脳性マヒ者や難病の人など、重度の障害者が入院した場合、言語障害等障害の状況に対応できる体制とすること。そして重度の障害者が新型コロナで入院治療したケースについては、どういう介護対応がなされたかしっかりとデータとして残しておくこと。

(答)

1 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、その入院中に適切な支援をすることは重要であると考えています。

2 そのため、厚生労働省においては、特別なコミュニケーション支援が必要な障害者については、従前より、支援者の方が入院中に付き添いを行うことを可能としており、その旨について通知（※）でお示ししているところです。

(※)「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」(平成28年6月28日付保医発0628第2号保健局医療課長通知)において、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えないとされています。

3 また、最重度の重度訪問介護利用者については、入院中のコミュニケーション支援として当サービスを利用することが可能であり、このことについて、障害保健福祉主管部局と医療関係部局と連携の上、病院等への周知に協力いただきたい旨、障害保健福祉関係主管課長会議において周知を図っています。

さらに、令和2年6月19日付け事務連絡においても、

- ・ 家族等の付き添いは、障害児者の精神的な安定や、急変の兆候に早期に気づくことができる利点があるため、保護者等の希望を踏まえ、院内感染対策に十分留意しつつ積極的に検討するよう医療機関に促すことにつき、都道府県等を通じて要請しております。

4 入院中のコロナ患者に係る情報収集については、現場の負担となることに留意が必要であると考えております。

なお、重度訪問介護により患者に提供する支援は、利用者が病院等との職員と意思疎通を図る上で必要な支援を基本としておりますが、こうした支援の提供があった場合は障害福祉サービスとしての提供実績記録票に記載することとしております。

5 入院中の重度障害者が適切な支援を受けられるよう、国としても引き続き周知等に努めてまいりたいと考えております。

(障害保健福祉部障害福祉課・有川・03-3595-2528)

(新型コロナ対策推進本部・榊井・03-3595-3205)

1-3) コロナ禍において、障害の重い人たちの生活は危機に瀕しているが正当な理由なく介護事業者は、ヘルパー派遣を停止しないこと。

(答)

- 1 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、特に訪問系サービスについては、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。
- 2 このため、令和3年2月に事務連絡を発出し、必要な訪問系サービスを継続的に提供することの重要性について改めて周知するとともに、
 - ・新型コロナウイルスに感染した障害者が自宅療養となった場合に、都道府県が症状の変化を速やかに把握し、必要に応じ医療機関につなぐこと
 - ・市町村等と保健所が必要に応じて相談し、生活に必要なサービスを確保すること
 - ・事業所の体制等によって適切なサービス提供が困難な場合も、事業所と保健所等が相談し、必要なサービスが提供されるよう努めること等について、自治体及び事業所等へ周知しております。
- 3 引き続き、必要なサービスが提供されるよう努めてまいりたいと考えております。

(障害保健福祉部障害福祉課・有川・03-3595-2528)

2 障害者虐待防止法を早急に改正し、学校、病院、保育所等での障害者に対する虐待を発見した者の行政・関係機関への通報を義務化すること。

(答)

1 学校・病院・保育所等における障害者に対する虐待を障害者虐待防止法の通報義務に含めることについては、これら機関等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方や安全の確保等を実効的に行うための方策について、検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるという障害者虐待防止法制定時の検討規定に基づき、平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、有識者による検討を行いました。

2 その結果、

- ① 学校、保育所等、医療機関、官公署等、障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる。
- ② 各機関における虐待に類似した事案を防止する学校教育法や精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる。

といった課題があり、通報義務の対象に含めることよりも、まずは既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図り、運用上の改善を進めることが適当とされたところです。

3 厚生労働省としては、こうした検討結果を踏まえて、研修の充実や障害者虐待の防止と対応の手引きの改訂

などを行ったところであり、引き続き、障害者虐待防止のための対策を推進してまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室・松本・
03-3595-2500)

3 生活施設での監査指導の強化と、第三者機関の設置を義務化に

障害者の生活施設で暮らす障害者の人権や個人の尊重が守られているか。という、視点で、国は施設運営者に対する監査・指導を強化させ、あわせてこれらの施設には、障害当事者や市民が参加する第三者機関の設置を義務化すること。

(答)

(監査指導の強化について)

1 指定障害者支援施設等は、

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスを提供すること、
- ・ 利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うこと

等に努めることが必要であると認識しており、障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準、いわゆる指定基準において、必要な規定が定められています。

2 また、指定障害者支援施設等の適切な運営の確保のためには、都道府県等による適切な指導監査等の実施が重要であると考えており、都道府県等に対しては、全国会議等において指定障害者支援施設等に対する指導監査の徹底をお願いしているところです。

3 厚生労働省としては、指定障害者支援施設等における利用者の人権や個人の尊厳が守られ、適切なサービス提供がなされるよう、引き続き、都道府県等に対し、指導監査の徹底等を促してまいります。

(第三者機関の設置の義務化について)

- 4 障害者支援施設等について、サービスや運営に関する適正性の確保をするため、第三者の視点を取り入れることは重要と考えています。
- 5 このため、
 - サービスの適正性の確保にあたっては、
 - ・ 指定基準により、利用者等からの苦情解決の相談を行う都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会による調査等への協力
 - ・ 国の定める基本指針により、福祉サービス第三者評価の活用を推奨
 - 運営の適正性の確保にあたっては、第一種社会福祉事業として障害者支援施設の運営主体である社会福祉法人において、平成 28 年社会福祉法人改革により理事の牽制・監督機関として評議員会を必置化等による取組を行っています。
- 6 さらに、障害者支援施設等が地域に開かれたものとして運営されるよう、指定基準により、地域との連携について定め、地域住民等との交流が図られることにより、結果として、地域住民等の目線を踏まえたサービス提供及び施設運営に資するものとなっています。
- 7 こうした第三者的視点を取り入れた取組が複数ある中で、まずは、都道府県等による指導監査も相まって、これらの取組の着実な推進を図ることにより、障害者

支援施設等におけるサービスや運営の適正性を確保していく必要があるものと考えています。

(障害保健福祉部企画課監査指導室・黒木・03-3595-2167)

(障害保健福祉部障害福祉課・宮北・03-3595-2528)

4 大規模・中規模施設の減少の計画化を

国は障害者権利条約の考え方にに基づき、生活施設で暮らす人たちが地域社会の中で暮らしていける環境を推し進め、大規模・中規模施設の減少計画を立て、その数値目標を策定すること。

(答)

- 1 障害者の地域生活への移行は重要な課題であると認識しており、障害者総合支援法に基づき自治体が定める「障害福祉計画」において、入所施設から地域生活への移行に係る目標値を設定して取組を進めています。
- 2 この障害福祉計画は、厚生労働省が定める基本指針を踏まえて、自治体が地域の実情に応じて策定することとなっており、第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）の基本指針では、
 - ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
 - ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。
- 3 また、障害者の地域移行を推進するため、住まいの場であるグループホームの整備を推進するとともに、平成30年度に新たに施設や精神科病院等から1人暮らしへ移行した障害者に定期的な巡回訪問等を行う「自立生活援助」を創設するなど、取組を行っているところです。

- 4 さらに、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、
- ・グループホームにおける重度障害者支援加算の対象拡大など、グループホームにおける重度障害者の受入体制の強化を図るとともに、
 - ・自立生活援助の整備の促進のための報酬の充実などの見直しを行ったところです。
- 5 引き続き、障害者が地域で安心して生活できるよう、地域移行や地域生活の継続を支える支援の推進に努めてまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室・栗原
・03-3595-2500)

5. 障害者の範囲を障害者基本法と同じにすること

総合福祉法部会の骨格提言では、障害者の範囲を障害者基本法の範囲と同じにすることとしている。社会的障壁が障害となっていることを強く指摘している。この提言を早急に実現し、ニーズに応じたサービスが提供されるようにすること。

(答)

- 1 障害者総合支援法は、障害者基本法の基本的理念に則り、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うこととしています。
- 2 したがって、障害福祉サービス等の給付対象者を明確にするために、障害者総合支援法第4条第1項において障害者の範囲を定義しています。
- 3 障害者総合支援法の障害者の範囲を、障害者基本法の範囲と同じとすることは難しいと考えますが、障害福祉サービス等の給付対象者となる障害者の範囲については、今後も様々な意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

※ 障害者基本法第2条第1項第1号

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※ 障害者総合支援法第4条第1項

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

（障害保健福祉部企画課・鈴木・03-3595-2389）